

《令和4年度 秋葉区自治協議会提案事業》

きらめきサポートプロジェクト 募集要項

秋葉区自治協議会では、地域課題の解決に向けた区自治協議会提案事業を行っています。

今年度も「きらめきサポートプロジェクト」と題し、「きらめく秋葉区」に向けたまちづくりのために、地域コミュニティの活性化や福祉、防災、文化振興など、様々な課題の解決につながる取り組みを、地域団体と協働で実施します。

新潟市秋葉区自治協議会

1 内容

(1) 対象事業（要件）

区内に主たる活動拠点を有する非営利のグループ・団体等（法人含む）が行う事業で、下記の①から⑥のいずれにも該当するもの（個人での応募はご遠慮ください。）

- ① 令和4年7月1日（金）～令和5年3月23日（木）に、秋葉区内で開催するもので、市民力、地域力を生かし、地域課題の解決につながる事業
- ② 自治協議会と協働で実施できるもの。
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ⑤ 公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。

- ⑥ 他の補助金等を受けていないもの。

【注意点】

- ・より多くの団体からプロジェクトに参加していただきたいため、原則、新規事業が優先となります。
- ・同一事業での採択は上限3年とします。
- ・主催者全員が秋葉区外在住の場合は、応募できません。

(2) 事業額

1 事業上限 40 万円 ※委託料として支払

(3) 対象経費等

事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とします。ただし次の経費を除きます。

- ① 事務所等を維持管理するための経費
- ② 食糧費（健康管理上必要なものなど、秋葉区自治協議会が認めるものは除く）
- ③ 実施団体の構成員に対する謝礼金やそれに準じるもの
- ④ 単価3万円（税込）を超える物品の購入費（事業実施において必要なものなど秋葉区自治協議会が認めるものは除く）
- ⑤ その他、事業に直接関係ないと秋葉区自治協議会が認める経費

【注意点】

- ・令和4年7月1日（金）以降に支払う経費が補助対象となります。
- ・原則、講師謝礼の金額は新潟市の基準に準じることとします。
- ・講師等の旅費は実費とします。
- ・支払額は提出された申請書などを審査したうえで決定します。希望する金額について全額支出できない場合がありますのでご了承ください。

2 応募方法

(1) 説明会

説明会への参加は、応募の条件となります。

■日時 令和4年5月12日(木)午後7時～

■会場 秋葉区役所6階601会議室

■申込 説明会への参加をご希望の方は、

5月11日(水)午後3時までに、下記まで FAX かメールでお申し込みください。

(2) 申請書類

- ① 事業提案書
- ② 応募団体 構成員名簿
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ④ 団体の実績を示す書類など【任意】

【その他】

- ・ ①～④の書類については、新潟市秋葉区ホームページに掲載しています。ダウンロード可。また、秋葉区地域総務課でも配布しています。(上記、説明会でも配布します。)
- ・ 以前に各種団体から補助金(助成金)を受け、実施したことがある団体等は、そのときの様子が見える資料も提出してください。
- ・ 収支予算書は、報償費や使用料を支払う相手方や購入する消耗品の内容や数量、単価などについてもお書きください。未定の場合はその旨お書きください。
- ・ 申請書等の書き方で、不明な点があればお問い合わせください。

(3) 応募締切

令和4年6月6日(月) 午後3時 必着

※下記まで郵送、メールまたは直接ご提出ください。

(4) 申込・応募先

〒956-8601(郵送の場合は住所の記載は必要ありません。)

新潟市秋葉区程島2009番地

秋葉区地域総務課 企画グループ(区役所3階)

秋葉区自治協議会「きらめきサポートプロジェクト」係

FAX: 0250-22-0228

E-mail: chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp

3 審査

(1) 審査基準

| 採点項目 | 評価のポイント |
|------------|--|
| 方向性 | 「きらめきサポートプロジェクト」の対象要件に合致した事業で、地域課題の解決につながる事業になっているか。 |
| 実現性 期待性 | 組織体制、事業内容、スケジュール、予算は具体的に計画されていて、事業効果が期待できる事業になっているか。 |
| 地域性 | 地域住民が主体となって取り組み、地域性を生かした事業になっているか。 |
| 継続性 | 次年度以降も、自立し、継続して取り組める内容になっているか。または、効果が継続して表れる事業になっているか。 |

(2) 審査方法

上記審査基準に基づき、一次審査（書類選考）、二次審査（プレゼンテーション）を実施します。

(3) 審査員

秋葉区自治協議会で審査します。

※応募団体に関係する自治協議会委員は審査に参加しません。

4 スケジュール

| | |
|--------------------------------|--|
| 令和4年 3月下旬～4月 | 説明会募集開始（HP・区だより掲載） |
| 令和4年 5月11日（水） | 説明会申込締切 |
| 令和4年 5月12日（木） 午後7時～ | 説明会開催（秋葉区役所6階601会議室） ※説明会への参加は応募の条件となります。 |
| 令和4年 6月6日（月） | 応募締め切り |
| 令和4年 6月14日（火） | 一次審査（書類選考）、結果通知発送 |
| 令和4年 6月21日（火） 午後7時～ | 二次審査（プレゼンテーション）実施 （秋葉区役所6階601会議室） ※一次審査通過者にご参加いただきます。 |
| 令和4年 6月中 | 二次審査結果通知発送 |
| 令和4年 7月1日（金）～ 令和5年 3月23日（木） | 事業実施 |
| 令和5年 3月24日（金） | 第12回自治協議会本会議：結果報告 |

5 注意事項

(1) 採択の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、採択を取り消します。

- ① 虚偽や、その他不正の手段により採択を受けたとき
- ② 決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2) 採択事業にかかる経費の支出

秋葉区自治協議会の事務局である新潟市からの委託料の支払いは、事業終了後、履行を確認してから行います。それまでに支払が必要なものや、対象とならない経費については、応募者が支払いを行ってください。

6 事業完了後に関する事項

(1) 報告書の提出

事業終了後、すみやかに報告書の提出をお願いします。報告書の書式は、別途お送りいたします。

(2) 第12回秋葉区自治協議会への参加

令和5年3月24日（金）に開催する秋葉区自治協議会で、当事業の結果報告をしていただきますので、ご参加ください。

7 お問い合わせ先

新潟市 秋葉区自治協議会（事務局：秋葉区地域総務課 企画グループ）

TEL：0250-25-5672

FAX：0250-22-0228

E-mail：chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp